

議案第10号

葛飾区組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

健康部を設置する必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区組織条例の一部を改正する条例

葛飾区組織条例（昭和39年葛飾区条例第60号）の一部を次のように改正する。

第1条の表中「福祉部」を「福祉部

健康部」に改める。

第2条の表福祉部の項の次に次のように加える。

健康部

- ① 健康の増進に関する事。
- ② 公衆衛生の向上に関する事。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。